稲葉駐在所だより５月号

自転車の交通反則通告制度（青切符）導入!!

令和８年４月１日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。
　自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

～自転車安全利用五則～

1　車道が原則、左側を通行
　　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止を守って、
　　安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用

【交通反則通告制度】

「反則行為」をした１６歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

『自転車の安全で適正な利用の促進について』

　栃木県内では、令和７年中自転車が関係する事故は人身事故の約３割を占めています。
　そのうち自転車の７割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車事故の状況（令和７年中

発　生　件　数	１０６３　件	（前年比　－３）
死　　者　　数	８人	（前年比　＋１）
負　傷　者　数	１０４４人	（前年比　－８）
（うち重傷者数）	（１３１人）	（前年比　－３５）

　自転車が関係する事故の当事者１０７９人のうち、高齢者が３２８人（３０．４%）と最も多く、次いで高校生が２３５人（２１．８%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。
　事故類型別では、自己転倒などの単独が４４２件（４１．６%）と最も多く、次いで出会い頭が３１６件（２９．７%）、右左折時事故が２１３件（２０．１%）となっています。